

報酬等基準 早見表（抄）

（以下、全て消費税込）

民事事件の着手金および報酬金

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8. 8%	17. 6%
300万円を超え3000万円以下の場合	5. 5%+9万9000円	11%+19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3. 3%+75万9000円	6. 6%+151万8000円
3億円を超える場合	2. 2%+405万9000円	4. 4%+811万8000円
経済的利益が算定不能の場合	53万9000円	107万8000円
原則最低金額	22万円 ただし、経済的利益の額が250万円以下の場合、協議により着手金を減額可。	22万円 ただし、報酬の算定の基礎となる経済的利益の額が125万円未満の場合、協議により減額可。

（ただし、30%の範囲内で増減額することができる。）

契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2. 2%	4. 4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1. 1%+3万3000円	2. 2%+6万6000円
3000万円を超え3億	0. 55%+19万8000円	1. 1%+39万6000円

円以下の場合		
3億円を超える場合	0. 33%+85万8000円	0. 66%+171万6000円

(ただし、30%の範囲内で増減額することができる。)

家事事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚調停事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚訴訟事件	それぞれ44万円以上66万円以下	

いわゆるクレサラ事件

事件の種類	着手金	報酬金
非事業者の自己破産事件	22万円以上	原則としていたしません
小規模個人再生事件 および給与所得者等再生事件	33万円以上及び 消費税	原則としていたしません
非事業者の任意整理事件	債権者1者あたり 2万2000円以 上5万5000円 以下	原則としていたしません ただし、過払金返還を 受けた金額につき 22%

手数料

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
即決和解	示談交渉 を要しな い場合	300万円以下の場合 11万円
		300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+7万7000円
		3000万円を超え3億円以下の場合

		0.55%+24万2000円
	3億円を超える場合	0.33%+90万2000円

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
契約書類および これに準じる書 類作成	非定型	基本	300万円以下の場合 11万円
			300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+7万7000円
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+30万8000円
			3億円を超える場合 0.11%+96万8000円
遺言書作成	非定型	基本	300万円以下の場合 22万円
			300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+18万7000円
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+41万8000円
			3億円を超える場合 0.11%+107万8000円
遺言執行	基本	300万円以下の場合 33万円	
		300万円を超え3000万円以下の場合 2. 2%+26万2000円	

		3000万円を超え3億円以下の場合 1. 1%+59万4000円
		3億円を超える場合 0.55%+224万4000円

刑事事件

(1) 被疑者

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	22万円以上
再審請求事件	22万円以上

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	不起訴	22万円以上55万円以下
	求略式命令	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	不起訴	22万円以上
	求略式命令	22万円以上

(2) 被告人

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
上記以外の事件および再審事件	22万円以上

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	刑の執行猶予	22万円以上55万円以下
	求刑された刑が軽減された場合	22万円以上55万円以下
上記以外の事件 および再審事件	無罪	55万円以上
	刑の執行猶予	22万円以上

	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	検察官上訴が棄却された場合	22万円以上

少年事件

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前 および送致後	それぞれ22万円以上55万円以下
抗告、再抗告および 保護処分の取消	それぞれ22万円以上55万円以下

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	22万円以上
その他	22万円以上55万円以下